

日野市立日野第五小学校昇降機更新工事

図面目録			
図面番号	図面名称	縮尺 (A1)	縮尺 (A3)
M-00	表紙・図面リスト	—	—
M-01	機械設備工事 特記仕様書 (1)	—	—
M-02	機械設備工事 特記仕様書 (2)	—	—
M-03	機械設備工事 特記仕様書 (3)	—	—
M-04	機械設備工事 特記仕様書 (4)	—	—
M-05	機械設備工事 特記仕様書 (5)	—	—
M-06	機械設備工事 特記仕様書 (6)	—	—
M-07	配置図	1/600	1/1200
M-08	据え付け図 1	1/40	1/80
M-09	据え付け図 2	1/20	1/40
M-10	仮設計画図	1/100	1/200

第1編 共通事項

第1章 工事概要

1.1 工事件名

日野市立日野第五小学校昇降機更新工事

1.2 工事場所

日野市多摩平六丁目2番地の1

1.3 敷地面積

16,542㎡

1.4 建物概要

建物名称	校舎棟 ㉔			
建物構造	RC造			
地上階数	4			
地下階数	0			
建築面積	6291.51㎡			
備考				

1.5 工事期間

・工期：契約確定日の翌日から 令和9年10月29日まで

・概成工期：契約確定日の翌日から 令和9年10月15日まで

(1)本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおりに見込んでいる。

作業不能日数：15日間

(2)上記(1)は、環境省が公表する「関東地方 東京 八王子地点におけるWBG T値(気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数)過去5年分(2020年(令和2年)～2024年(令和6年))について本工事の工期に対応する期間(「東京都の休日に関する条例」第1条第1項に規定する東京都の休日及び夏季休暇(3日)を除く。)において、8時から17時の間にWBG T値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したものの5年分を平均したものを。

(3)気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する「関東地方 東京 八王子」におけるWBG T値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したものの(小数点以下第一位を四捨五入する。))が(1)の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長に関する協議を申し出ることができる。

1.6 備考

(1) 週休2日促進工事の適用については以下による

本工事は、週休2日を促進することを目的とし、発注者が週休2日に取り組むことを指定する、「週休2日促進工事」である。週休2日を前提に労務費を補正し、予定価格を算出しているため、週休2日が達成できなかった場合は労務費補正分を減額変更する。詳細は「日野市「週休2日促進工事」実施要領」を参照すること。
なお、「日野市「週休2日促進工事」実施要領」は、日野市ホームページから入手できる。

(2) 主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任期間

契約確定の日の翌日から令和9年6月30日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。ただし、その期間内に現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等、現場施工に着手した場合は、その時点より主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任をしなければならない。
なお、現場施工に着手する日を変更する場合は、受発注者間で協議の上、書面において定めること。

1.7 工事種目別概要

昇降機設備工事一式

1.8-1 情報セキュリティポリシーの遵守

- 本業務を履行するにあたって、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。
- 日野市の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」に述べる書類(様式1～様式6)を業務内容に応じて提出すること。なお、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」については市ホームページの入札情報から入手できる。
- 本業務を履行するにあたって、重要情報(機密性2以上の情報)を取り扱う場合には、盗難・改ざん・紛失・破壊等を防止するための適切な処置を講じること。また、情報漏えい等が発生した場合の報告体制も整備すること。
- 本業務を履行するにあたって、秘密保持に関する条項を遵守すること。なお、当該条項については、日野市ホームページで確認すること。

1.8-2 環境管理

(1)日野市では、「SDGs未来都市」として、資源の有効活用と廃棄物の削減による循環型社会の実現を目指し、環境マネジメントシステム「ひのエコ(事務事業のあらゆる領域における環境負荷の低減)」を推進している。一方で、持続可能なまちを実現するためには、行政だけでなく、事業者や地域とのパートナーシップによる目標と価値観の共有が不可欠である。
このことを踏まえ、本業務の実施に当たっては、次に掲げる市の方針等(市ホームページにて閲覧可能)に記載している内容を遵守すること。
①環境基本計画 ②環境配慮指針 ③環境方針 ④環境管理上の要望について
⑤地球温暖化対策実行計画 ⑥日野市プラスチック・スマート宣言
(2)洗剤の使用については、天然素材を利用した洗剤など、環境にやさしいものを使用すること。
ただし、業務履行上その目的を達成することが困難な場合に限り、必要最小限での合成洗剤使用を可能とする。

1.8-3 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供

本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条例(令和元年条例第42号)」に基づき、次の事項に留意すること。

- 障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供をすること。また、従業者に対し、障害及び障害者に対する理解を深める取組を行うよう努めること。このほか、障害者に対してはその障害種別に応じて、適切な対応を行うこと。
- 差別等事案を解決するための手続きの過程で、同条例第13条の規定に基づき、当該事業者が正当な理由なく同条例第12条の規定による「勧告」に従わないときは、市はその勧告の内容を公表することができる。
なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。

1.8-4 内部通報制度

- 日野市では、組織全体のコンプライアンスを推進するため、「日野市職員等の内部通報に関する条例(令和3年6月1日施行)」を制定し、内部通報制度を導入している。本業務の履行に当たり、日野市の事務事業に係る法令違反、不当な行為等を発見したときは、日野市が設置する行政監察員に対し、その旨を相談又は通報するよう努めるとともに、通報対象となる事実について、行政監察員が調査を行う際は、当該調査に協力しなければならない。
- 内部通報をしたこと、又は行政監察員が行う調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受けたと思われるときは、行政監察員に対し、その旨を相談又は申し出ることができる。
なお、「日野市職員等の内部通報に関する条例」その他内部通報に関する通報先、通報方法等の詳細は、日野市ホームページにて確認することができる。

1.8-5 環境により負荷の小さい自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
○ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
○自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
○の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

アスベスト含有建材の取扱い

本工事において使用する材料は、原則としてノンアスベスト製品を選定し、使用すること。

なお、機器等の性能及び仕様上、代替品を使用する場合は、監督員と協議の上施工すること。

第2章 一般事項

東京都では、環境マネジメントシステムを運営し、東京都の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。
本取組には、受注者の協力が不可欠であることから、受注者は、工事関係者の業務管理や施工管理などに当たり、本制度の趣旨の理解に努め、地球環境保全に十分配慮するものとする。
環境マネジメントシステムについては、東京都環境局ホームページを参照する。

2.1 適用範囲

- 本特記仕様書は、最新版の「東京都建築工事標準仕様書」、「東京都機械設備工事標準仕様書」「東京都電気設備工事標準仕様書」以下「標準仕様書」という。)に定めのない事項又はこれにより難しい事項を定めている。本特記仕様書に記載されていない事項については、標準仕様書のとおり施工する。なお、東京都は日野市に読みかえる。
本工事は、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書、特記仕様書、設計図書、東京都建築工事標準仕様書、共通仕様書に基づき施工する事。なお、その運用の優先順位は次のとおりとする。
 - 現場説明資料及び現場説明資料に対する質問回答書
 - 特記仕様書
 - 設計図
 - 東京都建築工事標準仕様書(最新版)(以下「標準仕様書」という。)
 - 共通仕様書(最新版 建設大臣官庁庁営繕部監修)
 - 建築工事施工監理指針(⑤に伴う。)
 - JASS(建築工事標準仕様書(社)日本建築学会)この特記仕様書に記載されていない事項は、上記の標準仕様書により施工する。

- 本工事は、設計図書に従い施工することとするが、設計図書に明示されていない事項であっても工事の性質上当然必要なものについては監督員の指示に従い施工する。
- 本特記仕様書の各項目における○については、本工事において適用させるものであることを示す。

2.2 特許権等の調査について

本工事の特殊な施工方法に関する特許権等については、その有無を事前に十分調査する。

2.3 契約不適合に関する調査への協力及び立会い

契約書に基づく契約不適合に関して、工事目的物の引渡し日から1年以内及び2年以内に契約不適合に関する調査(工事請負契約書第41条第1項の契約不適合及び不具合を確認するための調査をいう。)を行うので、発注者が求めた時には、受注者はその調査に協力及び立ち会うものとする。
詳細は、発注者の指示による。

2.4 成績評定について

日野市工事成績評定要綱(令和5年4月1日改定)に基づく工事成績評定については、次による。

○対象

・対象外

2.5 工事の入札等について

入札(又は見積書の提出)に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2.6 公共事業労務費調査に対する協力

- 本工事が公共事業労務費調査の対象となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し、提出する等、必要な協力を行う。また、調査の時期が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。
- 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して調査・指導を行う対象となった場合は、受注者は、その実施に必要な協力を行う。また、調査・指導が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。
- 公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、正確な調査票等の提出ができるよう、労働基準法(昭和22年法律第49号)等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を作成・保存し、日頃から使用している現場労働者の賃金、労働日数、時間等の記録を適切に管理しておく。
- 受注者が、本工事の一部について下請契約を締結する場合は、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)が(3)と同様の義務を負う旨を定める。

2.7 各種点検、調査、見学会等への協力

- 監督員が所属する部の監督員以外の職員が、施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るために、各種点検、調査等を行う場合は、受注者はこれに立ち会い、協力しなければならない。
- (1)の各種点検、調査等の結果に基づき、監督員から改善措置等の指示が出された場合は、速やかにその指示に従わなければならない。
- 監督員が必要とする現場見学会等を開催する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。

2.8 設計変更等

設計変更等については、工事請負契約書第17条から23条までに記載しているところであるが、具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約設計変更ガイドライン(建築工事編)」(東京都)によることとする。「工事請負契約設計変更ガイドライン(建築工事編)」(東京都)については、東京都財政局ホームページを参照する。
http://www.zaimu.metro.tokyo.jp/kentikuhozen/eizen/210612_gaidorain.htm

2.9 注意事項

- 受注者は、工事着手前に監督員及び学校管理者と工程・作業内容・作業時間・工事関係車両の運行等について十分な打ち合わせを行わなければならない。
- 受注者は、生徒・職員・通行者等への安全対策を十分に行い、事故発生防止に努めなければならない。
- 工事期間中、学校は通常どおりの運営を行っているので、騒音・振動・臭気等の発生の恐れがある作業を行う場合は、事前に監督員に報告し、学校運営の支障にならないよう配慮しなければならない。
- 既存部分の撤去については、騒音・ほこり等の発生を極力防止すると共に、飛散のおそれのある箇所については、十分な養生を行わなければならない。
- 当敷地内の建築物、付近の道路・敷地・工作物・建築物等を汚損・破損させた場合は、受注者の責任において工事しゅん工期日までに原形復旧しなければならない。
- 使用材料は事前に、カタログ・見本等を市監督員に提出し承諾を得なければならない。
- 工事に使用する資機材・材料は、学校内に放置してはならない。
- 図面等において判明し難い箇所、施工時に生じた疑義は、必ず監督員と協議しなければならない。
- 腕章等を必ず着用すること。又工事車両であることが分かるよう措置をすること。
- 各日、作業の開始及び終了を施設管理者に報告しなければならない。
- 敷地内は、禁煙とする。
- 工事提出書類は、「工事受注者の作成する書類(日野市総務部建築営繕課 最新版)」の定めによるものとする。
- 近隣住戸を対象とした工事説明会の資料を作成し、参加すること。

工 事 名	日野市立日野第五小学校昇降機更新工事				
図 番	M-01	図 名	機械設備工事 特記仕様書(1)	縮 尺	A1: - A3: -
作 成	年 月 日	監 理	日野市総務部建築営繕課		
訂 正	年 月 日	設 計	日野市総務部建築営繕課		

第3章 支払

3.1 部分払

- (1) 工事請負契約書第37条に定める部分払の方法は、次による。
 - ・ 段階別部分払（支払回数は、回以内とする。）
 - ・ 特例工事部分払（支払回数は、回以内とする。）
- 部分払については、行わない。

(2) それぞれの運用については、次による。

○段階別部分払い

ア 請求時期及び出来形

(7) 請求時期は、発注者の示す標準請求時期を基準として、発注者と協議して定める。

(4) 請求時期における出来形は、認定に適するものとし、その内容は監督員から貸与される「工種別出来形及び認定率表」とおりである。

イ 出来高率表の提出

受注者は、請求回数ごとの出来形に対応する出来高率を、発注者の示す工種別構成率と工種別出来形及び認定率表とにより算出し、段階別部分払出来高率表を作成の上、第1回部分払請求時に提出する。なお、工種別の分類項目は、発注者の示す項目によるものとする。

○特例工事部分払

ア 請求時期

請求時期は、受注者の希望する時期とし、発注者と協議して定める。

イ 出来高率表の提出

受注者は、発注者の示す工種別構成率と請求時期における各工種別の出来高とにより出来高率を算定し、特例工事部分払出来高率表を作成の上、その請求の都度提出する。

なお、工種別の分類項目は、発注者の示す項目によるものとする。

3.2 一部しゅん工払

(1) 工事請負契約書第39条に規定する指定部分に係る工事が一部しゅん工し、検査に合格したときは、指定部分に相応する契約代金を支払う。指定部分の出来高割合は %とする。

(2) 指定部分の内容

(3) 請求金額の算定

前金払、部分払が行われている場合は、当該部分に相当する支払い済額を除く。

第4章 施工区分

4.1 施工区分

別途関連工事との施工区分は、原則として次表による。

別途関連工事標準施工区分表

項目	内容	建築	電気	機械		備考
				衛生	空調	
1 各種水槽・ビット（建物と一体構造のもの）	1 受水槽・排水槽・汚水槽等でコンクリート造のもの	○				
	2 コンクリート造の各種水槽釜場	○				
	3 コンクリート造の受水槽の入孔蓋（防水型）及びタラップ、排水槽・汚水槽等の入孔蓋（防臭型）及びタラップ	○				
	4 最下階のビット、入孔蓋（防臭型）及びタラップ	○				
	5 二重床改め口	○				
	6 二重床内通気管・通水管	○				
	7 二重壁内の水抜管	○				
2 トリフ・排水溝	1 各種トレンチ蓋及び入孔蓋	○				
	2 屋内排水溝及び入孔蓋	○				
3 機器等の基礎（建物と一体構造のもの）	1 機器用基礎（コンクリート打ち）	○				
	2 屋上水槽の基礎（コンクリート打ち）	○				
	3 二重床下部分の機器用基礎（コンクリート打ち）	○				
	4 機器、水槽等のフック及び基礎仕上げ		○	○	○	
17 仮設工事	1 各種配管用スリーブ	○	○	○	○	
	2 ダクト、ガラリ用スリーブ *建築が取付るが別の場合	○*			○	
	3 衛生器具（大便器）取付け用箱入れ			○		
	4 押込型屋内消火栓取付けの穴等の箱入れ			○		
	5 分電盤取付け穴等の箱入れ		○			
	6 各種スリーブの補強	○				
	7 避雷針取付け部（防水を考慮した基礎仕上）					
	8 外壁貫通スリーブまわりの防水		○	○		
	9 床貫通スリーブまわりの防水（防水層を貫通する場合）	○	○	○	○	
	10 貫通穴及びダクト空隙充填		○	○	○	
5 天井切込及び換気扇取付け枠	1 埋込照明器具、スピーカー、空調換気用吹出口等埋込器具類取付けのための天井切込み及び下地補強	○				墨出しは電気、給水衛生又は空調
	2 換気扇取付け用枠及び穴あけ	○				墨出しは電気、給水衛生又は空調

別途関連工事標準施工区分表

項目	内容	建築	電気	機械		備考	
				衛生	空調		
6 改め口、点検扉	1 天井改め口	○					
	2 各種シャフト点検口	○					
7 はつり及び補修	配管のための貫通及び埋込み箇所のはつり又は補修						
	1 各種床排水金具	○		○			
8 排水	2 造付け流しの排水金具			○			
	3 流しの排水金具 *建築が取付るが別の場合	○*		○			
	4 外構工事におけるU字溝及びこれに接続する溜槽						
	1 ルーフドレイン	○					
9 雨水排水	2 地盤面までの屋内壁樋・排水管	○					
	3 建物外部までの屋内部分排水管	○					
	4 屋内部分排水管のうちパイプシャフト内配管の壁樋	○		○			
	1 外壁、サッシに取り付けるガラリ（ただし、空調・排気用ダクトその他に取に取合いあるものを除く。）	○					
10 ガラリ	2 ドアガラリ	○					
	3 暗室等の遮光ガラリ	○					
	1 一般用動力操作盤及び電動機端子接続までの配管・配線・結線		○				
	2 ボイラー操作盤及び二次側配管・配線・結線				○		
11 動力	3 冷凍機用動力操作盤及び二次側配管・配線・結線		○				
	4 パッケージ型空調器用電源で手元開閉器以降の配管・配線・結線		○				
	5 電動機シャッター・自動ドアとその電源の二次側配管・配線・結線及び操作盤・押ボタン取付け	○					
	1 空調用制御機器及び操作用機器取付け及びその配管・配線・結線				○		
12 制御	2 衛生用液面制御機器取付け及びその配管・配線・結線		○				
	3 総合監視盤（給水衛生・空調）				○		
	1 煙感知器連動の防火戸・防火シャッターその他の防災設備の電源・二次側配管・配線・結線及び検出器・制御盤		○				
13 防災	2 排煙口・ダンパー等とその電源の二次側配管・配線・結線及び検出器・制御盤				○		
	1 フリーアクセスの穴あけ	○				墨出しは電気	
14 コンセント・接栓穴あけ	2 実験台・演台（備品）等の穴あけ	○				墨出しは電気、給水衛生又は空調	
	各種シャフトのうちコンクリート造のもの及びこれに必要なコンクリート床						
15 各種シャフト	1 昇降機、昇降機照明、停電灯	○					
	2 カゴ操作盤+副操作盤	○					
	3 インターホン、スピーカー	○					
16 エレベーター	4 インターホン、火報、電話の配管配線工事（昇降路まで）		○				
	5 動力用電源、照明電源、接地線の受電端子までの引込継ぎこみ工事		○				
	6 ビット内点検用コンソール設置工事		○				
	7 煙感知器設置（昇降路頂部）		○				
	1 仮囲い	○					
	2 共通足場・作業足場（外部足場等）	○					
	3 監督員事務所（備品含む）						
17 仮設工事	4 請負者事務所（各工事毎）	○	○	○	○		
	5 下小屋・材料置場等（各工事毎）	○	○	○	○		
	6 工事用の水および電力等（申請・引込・撤去等）	○	○	○	○		
	7 試験用の水・電力・ガス等	○	○	○	○		
	8 残材場外処分	○	○	○	○		
	9 各種引込に伴う負担金及び申請手続等	○	○	○	○		
	10 各種引込に伴う山留めの撤去・加工	○					
	18 気密施工	1 貫通部まわりの気密施工（補修）	○	○*	○*	○*	*補修後に貫通が生じた場合
		2 設備配管の穴あけ		○	○	○	
	19 その他	解体又は改修する建物等の機器のうち、再使用するものの取外し					
		○	○	○	○		

本表は、設計図書等で示される一般的な工事範囲を補足するもので、関連工事との取合い部分についてその施工区分を示すものである。

4.2 工事の施工に伴う光熱水費の取扱い

本工事の施工に伴う光熱水費の支払は、次による。

- ・ 受注者の負担とする。
- 発注者の支給とする。

(1) 電気料

ア 本受電後は、下記による。

工事区分	基本料金	従量料金
建築工事		○
給排水衛生設備工事		○
換気空調設備工事		○
電気設備工事	○	○

イ 改修工事の場合は、それぞれの使用量に応じた従量料金を支払う。ただし、工事施工に伴い、契約電力を変更した場合は、従前との差分の基本料金を含む。

(2) 水道料

本管接続後は、下記による。

工事区分	基本料金	従量料金
建築工事		○
給排水衛生設備工事	○	○
換気空調設備工事		○
電気設備工事		○

4.3 受注者事務所等

本工事で、女性活躍などを支援する機械設備工事現場の環境整備として、作業員用の快適に利用できる水栓洋式トイレ、女性作業員用の更衣室等を設置する場合は、契約後の協議とする。なお、これによる設計変更の手続きは、「2.8 設計変更等」による。

第2編 工事別事項

第1章 一般事項

第1節 総則

1.1.1 官公署その他への届出手続等（標準仕様書1.1.1.4）

工事の着手、施工又は完了に当たり、労働安全衛生法第88条第1項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等について十分調査の上、これを遅滞なく行う。

1.1.2 現場代理人、監理技術者及び主任技術者（標準仕様書1.1.1.5）

(1) 本工事が日野市議会の上程案件の場合、日野市議会で可決され契約を締結する前まで、配置予定の監理技術者及び主任技術者（以下「監理技術者等」という。）は、他の工事に専任で従事することができる。

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者は、次の期間については工事現場への専任を要しない。

○請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）

当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。

○工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

当該期間については、請負契約の締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。

○橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。

なお、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作が可能である場合は、同一の監理技術者又は主任技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。

○工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

工事名	日野市立日野第五小学校昇降機更新工事			
図番	M-02	図名	機械設備工事 特記仕様書（2）	A1: - A3: -
作成 年月日	監理 日野市総務部建築営繕課			
訂正 年月日	設計 日野市総務部建築営繕課			

- (3) 監理技術者等が、技術研さんのための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。
- (4) 本工事で監理技術者を配置する場合において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置については、次のとおりとする。
- 認めない。
 - 認める。特例監理技術者を配置しようとする場合は、別紙〇「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）及び監理技術者補佐の配置要件について」による。

1.1.3 工事の下請負（標準仕様書1.1.1.6）
一般ガス導管事業者が受注したガス工事については、標準仕様書「1.1.1.6工事の下請負」(1)及び工事請負契約書第5条「一括委任又は一括下請負の禁止」の規定を適用しない。

1.1.4 工事実績情報システム（コリンズ）への登録（標準仕様書1.1.1.7）
契約金額が500万円以上の工事については、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づく工事実績情報の登録を行う。
登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、標準仕様書に示す期間内に一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）に登録する。

<p>【登録先】JACICのホームページ「コリンズ・テクリス」を参照すること。</p>

1.1.5 書面の書式及び取扱い（標準仕様書1.1.1.8）
情報共有システムの適用については、次による。 <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="radio"/> 適用しない。 <input type="radio"/> 適用する。 <p>本工事は、「情報共有システム活用工事」であり、受注者が工事着手前に発注者に対して利用する情報共有システムについて協議した上で工事を実施する。詳細は、「日野市工事情報共有システム試行要領」を参照すること。なお、当該要領は、日野市役所ホームページから入手できる。</p> https://www.city.hino.lg.jp/shisei/nyusatsu/kouji/1005473.html

1.1.6 施工体制台帳等（標準仕様書1.1.1.10）
施工体系図には、一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期を記載する。

1.1.7 関連工事等の調整（標準仕様書1.1.1.11）
契約書に基づく関連工事は、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none">建築工事 電気設備工事 給水衛生設備工事 空調設備工事 <input checked="" type="radio"/> 昇降機設備工事 電話設備工事 <p>設計図書に明示された他の発注者に係る工事は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="radio"/> 火災管制用配線接続工事

1.1.8 建設副産物の処理（標準仕様書1.1.1.16）
(1) 建設副産物の取扱いは、次による。 <p>ア 建設副産物の処理</p> <p>受注者は、建設副産物の処理にあたっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」（島しょにおける工事の場合は、「東京都建設リサイクルガイドライン（島しょ地域版）」（東京都）とする。以下同じ）及び「東京都建設泥土リサイクル指針」に基づき、発生抑制、再使用・再生利用及び適正処理に努める。</p> <p>イ 施工計画書へのリサイクル計画の記載事項</p> <p>受注者は、工事を実施するに当たり計画的かつ効率的にリサイクルを実施するため、リサイクル計画を作成し、施工計画書に含めて監督員に提出する。</p> <p>なお、施工計画書には以下の事項の他、必要な事項について記載する。</p> <p>(7) 工事概要等</p> <p>工事件名、工事場所、現場代理人名、監理技術者名又は主任技術者名、廃棄物管理責任者名、工期、工事概要等を記載する。</p> <p>(4) 建設副産物の種類、リサイクルの方法等</p> <p>建設副産物の種類、発生予測量、現場内利用量、減量化量、売却量、工事間利用量、中間処理量（現場外搬出量）、最終処分量（直接最終処分する場合に限る。）、処理期間、保管方法、収集運搬方法、処分方法、発生土受入地、処分先、運搬経路、その他を記載する。</p> <p>(9) 建設副産物等の運搬・処理業者</p> <p>運搬・処理業者名、許可番号、許可の種類、許可品目、許可の期限、処理能力、最大保管量、会社及び施設所在地等を記載する。</p> <p>(2) 現場での分別</p> <p>工事現場における建設副産物等の分別はもとより、現場事務所や作業員宿舍等における紙、生ごみ、カンビン類、その他の一般廃棄物の分別の方法、また、材料の梱包材、切れ端、金属類等についての分別収集方法等を記載する。</p> <p>(4) 解体工事計画</p> <p>建築物の解体工事の場合は、解体業者名（建設業者名）、技術管理者氏名（主任技術者又は監理技術者氏名）、分別解体等の手順、建設資材廃棄物の分別方法、発生する建設資材廃棄物の種類量、建設資材廃棄物の再資源化等の方法などを記載する。</p>

ウ 施工計画書の添付書類
受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき以下の関係書類を作成し、施工計画書に添付して監督員に提出する。
(7)再生資源利用計画書
受注者は、「建設副産物情報交換システム」（以下「コプリス・プラス」という。）により作成する。
①土砂を搬入する工事
②碎石を搬入する工事
③加熱アスファルト混合物を搬入する工事
(4)再生資源利用促進計画書
受注者はコプリス・プラスに必要なデータを入力して作成する。
①建設発生土を搬出する工事
②コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事
③金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を搬出する工事
(4)再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票（建設発生土を搬出する場合）
(2)建設発生土搬出のお知らせ（建設発生土を100m3以上搬出する場合）
受注者は、本工事から建設発生土を100m3以上搬出する場合は、搬出前に搬出先区市町村の建設発生土担当窓口宛てに「建設発生土搬出のお知らせ」（東京都建設リサイクルガイドライン掲載様式）を提出しなければならない。なお、提出後速やかにその写しを施工計画書に添付する。
(4) 告知書
(4) 建設リサイクル法第13条及び省令第7条に基づく書面
(4) 汚染土壌の処理
受注者は、本工事において汚染土壌の処理が必要となった場合は、「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都）等関係法令に基づき適正に処理するとともに、「環境確保条例に基づく届出書等の作成手引」（環境局ホームページに最新版を掲載）に従って必要書類を作成し、関係部署に提出する。

エ 建設リサイクル法に係る手続
受注者は、本工事の施工に当たる、建築物等の分別解体等及び建設資材の再資源化等については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号、以下「建設リサイクル法」という。）及び「建設リサイクル法書類作成等の手引（公共工事）」に基づき、必要な事務手続、特定建設資材の分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行う。「建設リサイクル法書類作成等の手引き（公共工事）」（東京都）については、東京都都市整備局のホームページで最新版を参照する。

オ 有害物質のチェック
受注者は、本工事の施工に当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、工事着手前に有害物質等の有無のチェックを行い、その結果を「有害物質チェックリスト」に記載し、監督員に提出する。

カ 工事情報の登録等
本工事は、コプリス・プラスの登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかにコプリス・プラスにデータの入力を行い、その都度「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を監督員に提出し、内容の確認を受ける。また、受注者は、COBRIS若しくは国土交通省HPに公表されている様式により「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を作成し、監督員に提出するとともにその内容を説明する。なお、建設発生土を搬出する場合は、再生資源利用促進計画書に「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票」を含めるものとする。（問合せ先）
一般財団法人日本建設情報総合センター 建設副産物情報センター（カスタマーセンター）
所在地〒107-8416 東京都港区赤坂5-2-20 赤坂パークビル1 4階
電話03-6261-4324
https://www.recycle.jacic.or.jp
E-mail recycle@jacic.or.jp

キ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の掲示
関係法令に基づき、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を現場に掲示する。
ク リサイクル実施状況及び適正処理状況の確認
建設副産物のリサイクルの実施状況や適正処理の状況について把握するため、受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、リサイクル実施状況及び適正処理状況を工事完成後速やかに以下の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、提出する。
(7) 再生資源利用実施書
受注者はコプリス・プラスに必要なデータを入力して作成する（工事完了後5年間保管）。
なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。
①土砂を搬入する工事
②碎石を搬入する工事
③加熱アスファルト混合物を搬入する工事
(4) 再生資源利用促進実施書
受注者はコプリス・プラスに必要なデータを入力して作成する（工事完了後5年間保管）。
なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。
①建設発生土を搬出する工事
②コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事
③金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を搬出する工事

(4) リサイクル阻害要因説明書
工事途中において、やむを得ず以下のいずれかについて行わざる得ない場合は、事前に監督員の承諾を得た上で、リサイクル阻害要因説明書を作成し、監督員に提出する。また、自らも保管するものとする。なお、作成対象となる要因は、以下のとおりである。
①コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合
②建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する、又は焼却のみを行う中間処理施設に搬出する場合
③現場内で分別を行わない場合

(4) 搬入完了報告書（島しょにおける工事の場合）
ケ マニフェスト等の提示
(7) マニフェストの提示
受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づき、廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）又は電子マニフェストを利用し、適正な運搬、処理を行う。マニフェスト（紙）のうち、受注者（排出事業者）が保管すべきものについて、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにする。
(4) 集計表の提出
受注者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出する。
(4) リサイクル伝票の提示
受注者は、建設廃棄物を搬出する場合においてマニフェストを交付するの必要のない品目（再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等）については、「リサイクル伝票」（写してもよい）を監督員に提示する。
その様式は、受注者が定めるもの、運搬業者が定めるもの、再資源化業者が定めるもの等による。（具体的には、再生利用認定制度や再生利用制度（個別指定）等における建設泥土の再生利用等の法的なマニフェストの交付が不要な再生が対象となる。）
(2) リサイクル証明書の提示
受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う場合には、セメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行したリサイクル証明書（写してもよい）を監督員に提示する。

(2) 建設副産物の処理は、次による。
ア 現場において再利用、再生利用及び再生資源化を図るものは、次による。
(7) 建設発生土の再利用
埋戻し土及び盛土については、次による。
受注者は、土材料を工事現場に搬入する場合、搬入元の管理者に対して受領書を交付する。指示が無い場合は建設発生土の使用を標準とし、建設発生土の品質、適用用途等は「発生土利用基準について」（平成18年8月10日付国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号）によるものとする。
指定処分を行う工事が土材料を調達する場合は、建設発生土を搬出する同一の搬出先から土材料を調達すること（セット利用）を原則とする。
上記より難しい場合は、監督職員と協議するものとする。
<input type="radio"/> 現場で発生した建設発生土を使用する。
・ 次のストックヤードから、ストック土（第 種建設発生土）を搬入する。 <p style="text-align: center;">ストックヤード（ 区・市 地先）</p>
・ 次の他工事からの建設発生土を受け入れる。運搬は、発生側工事による。 <p style="text-align: center;">建設工事</p>
（ 区・市 地先）
・ 東京都建設発生土再利用センターからストック土（普通土）を搬入する。
・ 東京都建設発生土再利用センターから改良土を搬入する。
・ コンクリート塊を原料とした再生砂（RC-10等）を使用する。 <p>なお、六価クロムについて、平成3年8月23日付環境庁告示第46号による測定方法に基づき、あらかじめ土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認する。また、試料には再生砂製品を直接使用し、1購入先当たり1機体の試験を行う。</p>
・ 次の場所から 土を搬入する。 <p style="text-align: center;">搬入元名称 （ 区・市 地先）</p>

(4) 建設廃棄物の現場内再利用
現場内においては、次の方法で建設副産物の再利用を図る。
・ コンクリート塊については、粒の大きさを mm以下に砕いて埋め戻し、路盤材料に再利用する。
・ 伐採材及び伐根材については、現場においてチップ状に破砕する等加工し、チップ舗装
堆肥・木杭・ に再利用する。
・ 発生する については、 に再利用する。
なお、再生資源の材料仕様は、「1.4.2機材の品質等(2)」による。

工 事 名	日野市立日野第五小学校昇降機更新工事				
図 番	M-03	図 名	機械設備工事 特記仕様書（3）	縮 尺	A1: - A3: -
作 成	年 月 日	監 理	日野市総務部建築営繕課		
訂 正	年 月 日	設 計	日野市総務部建築営繕課		

イ 発注者に引渡しを要するもの並びに特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法は、次による。

(7) 発注者に引渡しを要するものは、次による。

(4) 特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法は、次によるほか、処理方法については、別紙〇の「特別管理産業廃棄物及び特定物質等の建設副産物の処理及び回収」による。
「1.3.4 石綿含有建材等の取扱い」及び東京都建築工事標準仕様書「第29章 石綿除去工事」による。

ウ 場外に搬出する建設副産物の取扱いは、次による。

(7) 建設発生土の取扱い

受注者は、建設発生土を、次の場所へ搬出し、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する確認結果票の作成等、受領書による管理を実施する。

- 現場内利用（工事現場外一時仮置き）
ストックヤード（区・市 地先）へ搬出し、一時仮置きをする。仮置きに当たっては周辺環境に配慮し、必要な措置を講じる。
- 工事間利用 建設工事現場
次の工事現場へ搬出する。
なお、受注者は、工事間利用を円滑に行うため、相手工事の受注者と綿密に協議する。

（区・市 地先）
搬出に先立ち、土壌汚染対策法施行規則に従った土質試験を搬出前に実施し、その結果を工事間利用先工事の発注部局に通知する。

なお、建設発生土は、コンクリート塊等の異物と完全に分別し、これらの異物を混入させない。

〇 指定処分Ⅰ（最終搬出先の記録の作成、保存が不要）

本工事から発生する建設発生土は以下の搬出先へ搬出する。

受注者は、以下の搬出先以外を選定する場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。

なお、予期することができない特別な状態が生じた場合等、やむを得ない事由が生じた場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行う。また、搬出先は、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する工事間利用、指定処分Ⅰ又は指定処分Ⅱに該当するものでなければならない。

- 東京都建設発生土再利用センター（（公財）東京都都市づくり公社）へ搬出する。
- 株式会社建設資源広域利用センター（以下「UCR」という。）事業地の次の場所へ搬出する。
地区（区・市 地先）
- 中央防波堤内側埋立地（東京港埠（ふ）頭株式会社）へ搬出する。
- 新海面処分場（新海面埋立地及び中央防波堤外側埋立地：東京港埠（ふ）頭株式会社）へ搬出する。
- 搬出先名称（区・市 地先）

〇 指定処分Ⅱ（最終搬出先の記録の作成、保存が必要）

本工事から発生する建設発生土は以下の搬出先へ搬出する。以下の搬出先は、最終搬出先の記録の作成、保存を行わなければならない。

受注者は、以下の搬出先以外を選定する場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。

なお、予期することができない特別な状態が生じた場合等、やむを得ない事由が生じた場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行う。また、搬出先は、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する工事間利用、指定処分Ⅰ又は指定処分Ⅱに該当するものでなければならない。

最終搬出先の記録を作成するため、本工事から搬出された建設発生土が他現場の建設発生土と混合しないよう搬出先では区分管理されるようにする。万が一、他現場の建設発生土と混合してしまった場合は、混合した建設発生土全量を対象に最終搬出先の記録を作成する。

- 搬出先名称（区・市 地先）
-

(4) 異物混入の防止

受注者は、建設発生土の積込み・搬出に当たっては、コンクリート塊、木くず、金属くず等と分別し、これらの異物が混入しないよう搬出・運搬しなければならない。

受注者は、建設発生土の積込み・搬出に当たり、現場での分別状況を写真撮影し、工事記録写真帳に含めて監督員に提出しなければならない。ただし、建設発生土の掘削のみの場合など異物が混入するおそれのない場合は、この限りではない。

(9) 建設廃棄物の取扱い

受注者は、コブリス・プラス等を利用し、また、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認し、適切な再資源化施設を選定する。

本工事では、次の場所にある再資源化施設への搬出を想定しているが事前に監督員の承諾を得た場合は、受注者はこれ以外の施設を選定することができる。

なお、受注者の責めに帰すことができない事由により、再資源化施設を変更せざるを得ないこととなった場合は、施工条件の変更とみなすことができることとする。

- コンクリート塊
（住所／搬出距離／搬出量／搬出条件等）
住所 丁目 番号
搬出距離 約 km 搬出量 約 m3 搬出条件：
- アスファルト塊
住所 丁目 番号
搬出距離 約 km 搬出量 約 m3 搬出条件：

- 建設泥土
住所 丁目 番号
搬出距離 約 km 搬出量 約 m3 搬出条件：
- 建設発生木材（原則として再資源化施設への搬出とする）
住所 丁目 番号
搬出距離 約 km 搬出量 約 m3 搬出条件：
- 建設混合廃棄物
住所 丁目 番号
搬出距離 約 km 搬出量 約 m3 搬出条件：
-
- 住所 丁目 番号
搬出距離 約 km 搬出量 約 m3 搬出条件：
-
- 住所 丁目 番号
搬出距離 約 km 搬出量 約 m3 搬出条件：

(イ) 有価物を売渡する場合

売渡したことを証明する書類の写しを監督員に提出すること。
する書類の写しを監督員に提出すること。

なお、建設廃棄物として処分する場合には、適切に処理すること。
（有価物の取扱いについては、「行政処分の指針について（通知）」（令和3年4月14日）環境規発第2104141号）等を参照すること。

エ クレオソート油等を含む建設発生木材の処理

クレオソート油、CGA（クロム、銅、ひ素の化合物）及びクロルデン類（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号）第1条8号に規定する物質をいう。）が注入又は塗布された建設発生木材の処理に当たっては、当該物質が注入または塗布されていない部分と可能な限り分離、分別した上で、廃棄物処理施設での焼却処分又は管理型最終処分場での埋立処分とする。

なお、焼却を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及びダイオキシン類特別措置法（平成11年法律第105号）の基準を満たす焼却炉を有する施設を選定し、適切に処理する。

オ せっこうボードの処理方法は、次による。

(7) せっこうボードの撤去に際しては、せっこうボードの裏面に印刷されている製造会社名等に石綿・ひ素・カドミウム等の含有の有無を確認し、監督員に報告する。含有が確認された場合には、関係法令に基づき適切に処理するとともに、監督員に処理について協議を行う。

(4) (7)以外のせっこうボードの処理は、次による。

- 最終処分場とする。
- 再資源化とする。

カ PCB含有シーリング材の処理は、次による。

(7) PCB含有シーリング材の分析調査及び撤去は、次による。

1.1.1.9 過積載の防止（標準仕様書1.1.1.17）

本工事における過積載の防止については、標準仕様書によるほか、「過積載防止対策マニュアル」（東京都財務局）によるものとする。

「過積載防止対策マニュアル」については、東京都財務局ホームページを参照する。

1.1.1.10 保険の加入及び事故の補償（標準仕様書1.1.1.19）

本工事において、受注者は法定外の労災保険⁽⁸⁾に付さなければならない。また、当該保険契約の証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。

※法定外の労災保険とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。

1.1.1.11 遠隔臨場の実施（標準仕様書1.1.1.27）

遠隔臨場の適用については、次による。

○ 適用しない。

- 適用する。適用にあたっては、以下による。

本工事は、「受注者希望型遠隔臨場活用工事」であり、受注者が工事着手前に発注者に対して遠隔臨場に取り組む旨を協議した上で工事を実施する。詳細は、財務局「「受注者希望型遠隔臨場活用工事」試行実施要領」を参照すること。なお、当該要領は、東京都財務局ホームページから入手できる。

https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/zaimu/remote-presence-guideline.pdf

第2節 工事関係図書

1.2.1 実施工程表（標準仕様書1.1.2.1）

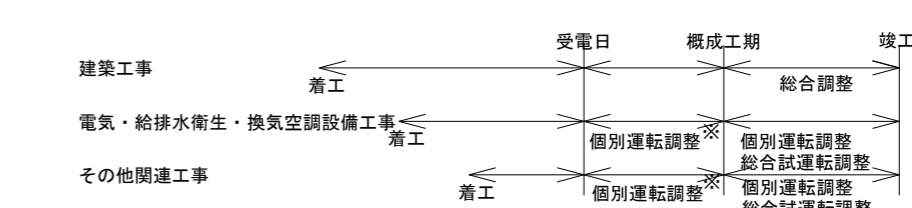
全体工期から関連工事等に要する機器等の総合試運転調整期間を差し引いた概成工期（第1編「1.5工期」に明記された場合は、これによる。）を定めるものとする。

概成工期までに、本工事及び関連工事等に係る各設備機器の施工、受電、総合試運転調整の実施に支障となる個別運転調整及びの建築工事の仕上げ等を完了させ、工事目的物の使用を想定した総合試運転調整を概成工期後に遅滞なく実施できる実施工程表を作成するものとする。

工事の完了が、関連工事等と同時にしゅん功の場合は、の総合試運転調整が完了した日を工事完了日とする。る（関連工事等は、「1.1.7 関連工事等の調整」による。）。

なお、工程表には「概成工期」、「受電日」及び「総合試運転調整に要する工程」を明記し、関連工事等との連絡調整を十分に行い、工期末に同時しゅん功するように協力する。

※ 概成工期の概念図（概成工期の定義は標準仕様書「1.1.1.2 用語の定義(24)」による。）



※ 概成工期の前にある「個別運転調整」は、総合試運転調整の実施に支障となる範囲を示す。工程で条件がある場合は、次による。

1.2.2 施工図等（標準仕様書1.1.2.3）

施工図等において、営業秘密が含まれており、事後の情報開示等に支障がある場合には、別途協議すること。

1.2.3 工事の記録等（標準仕様書1.1.2.4）

(1) 工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）の最新版による。また、工事記録写真撮影計画書の作成は、次による。

- 作成する。
- 作成しない。

(2) 写真帳の提出は、次による。

工事完了時に電子データで提出する。
なお、写真帳とは工事記録写真を工種、区分ごとに施工順序に従い系統だって整理し、必要に応じてキーブラン、説明図を添付したものである。

(3) デジタル工事写真の小黑板情報電子化（以下、「電子黒板」という。）は次による。
受注者が電子黒板の導入を希望する場合、工事施工前に監督員へ申請し、承諾を得るものとし、電子黒板対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。

なお、申請時には電子黒板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）に関する資料を添付するものとする。

ア 対象機器の導入
使用機器について、「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）「第2章 写真撮影の要領4(2)」に示す項目の電子的記入ができるもの並びに信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。

なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」に記載されている技術を使用することをいう。

「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」については、CRYPTRECホームページを参照する。

イ 対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の環境により、使用機器を用いることが困難な工種については、この限りではない。

ウ 使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参考にする。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」については、JACICホームページを参照する。

エ 本工事における小黑板情報の電子的記入の取扱いは、「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）によるが、「第3章 写真の整理と保存1」で規定されている写真編集には該当しない。

第3節 工事現場管理

1.3.1 電気保安技術者（標準仕様書1.1.3.2）

電気保安技術者の配置は、次による。

- 配置する。
- 配置しない。

1.3.2 施工条件（標準仕様書1.1.3.4）

(1) 施工順序は、次による。

(2) 工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所は、次による。

(3) 施工条件は、次による。

- 周辺環境、近隣住民へ配慮し交通安全等に十分注意するように努めること。

工 事 名				
日野市日野第五小学校昇降機更新工事				
図 番	M-04	図 名	機械設備工事 特記仕様書（4）	縮 尺 A1: - A3: -
作 成 年 月 日	監理 日野市総務部建築営繕課			
訂 正 年 月 日	設計 日野市総務部建築営繕課			

1.3.3 施工中の安全確保（標準仕様書1.1.3.7）

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第2項における同法第30条第1項に規定する措置を講ずべき者（統括安全衛生管理義務者）については、次による。

- ・ 本工事の受注者を指名しない。
- 本工事の受注者を指名する。

なお、この場合における指名への同意については、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。

また、「労働安全衛生法」第15条、第15条の2及び第15条の3に規定する次の者を労働基準監督署長に報告した場合は、速やかにその写しを監督員に提出する。

- ア 統括安全衛生責任者
- イ 元方安全衛生管理者
- ウ 店社安全衛生管理者

1.3.4 石綿を含有する資材等の調査（標準仕様書11.1.4.1）

石綿含有建材の事前調査及び撤去等の取扱いについては、標準仕様書「11.1.4.1 石綿を含有する資材等の調査」及び東京都建築工事標準仕様書「1.5.1事前調査」、「第29章石綿除去工事」の当該事項による。

(1) 本工事の対象である建築物その他の施設において、石綿が含有していることが判明している建材等は、次による。

- ・ 分析調査結果による。
- ・ 図面による
- ・

(2) 新築、改築、増築等の場合でも既存構造物に影響を与える場合は、同様の調査を行う。

また、事前調査の結果について、法令に基づき、報告対象となる場合は、石綿の使用の有無に関わらず、原則として「石綿事前調査結果報告システム」により、労働基準監督署及び区役所、市役所又は多摩環境事務所等に報告する。報告した旨を示す資料（システム登録時の確認メール等）を監督員に提示すること。

なお、石綿含有吹付け材の除去等を行う場合の官公署への届出とは別であることに留意すること。（参考）

【報告対象となる工事】

- ①解体部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事
- ②請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事
- ③請負金額が税込100万円以上の特定の工作物の解体または改修工事

※いずれかに該当する場合は、石綿の使用の有無に関わらず報告が必要。

※事前調査結果の報告は、原則として「石綿事前調査結果報告システム」に登録し、一括で行うこととなっている。

詳細は、厚生労働省ホームページ「石綿総合情報ポータルサイト」、東京都環境局ホームページ「東京都アスベスト情報サイト」等を参照

工事を進めるうえで、現地の状況により契約図書に定める範囲外の工事を行う場合には、追加の事前調査を行う。なお、新たに分析調査を場合は、施工条件の変更とみなすことができることとする。

(3) 分析方法は、次による。

「建材中の石綿含有率の分析方法について」[平成 18 年 8 月 21 日付け基発第 0821002 号（厚生労働省）（令和 3 年 12 月 22 日付け基発 1222 第 18 号により一部改正）参照]

- ・ JIS A 1481-1（定性分析）
- ・ JIS A 1481-2（定性分析）
- ・ JIS A 1481-3（定量分析）
- ・ JIS A 1481-4（定量分析）
- ・ JIS A 1481-5（定量分析）

試料採取に際して、石綿の飛散防止を徹底するとともに、採取後は石綿飛散防止剤（固化剤）を散布し、粉じんが飛散しないよう補修する。

本工事であらかじめ分析調査を指定する箇所は次による。

・

(4) (2)の事前調査を行う者及び(3)の分析調査を行う者については、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（厚生労働省・環境省）に基づき、次による。

＜建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部※1を除く。）の事前調査の調査者等＞

①建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程に基づく講習を修了した特定建築石綿含有建材調査者及び一般建築物石綿含有建材調査者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

＜一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部の事前調査の調査者等＞

①の者

②建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程に基づく講習を修了した一戸建て当石綿含有建材調査者

＜特定工作物のうち、告示第一号から第五号まで及び第七号から第十一号※2までに掲げる工作物の事前調査の調査者＞

③工作物石綿事前調査者

＜特定工作物のうち、告示第六号、第十二号から第十七号※2までに掲げる工作物、特定工作物以外の工作物のうち、塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業の事前調査の調査者等＞

①の者

③の者

※1 「一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部」は、一戸建ての住宅及び共同住宅（長屋を含む。以下同じ。）の住戸の専有部分を指し、共同住宅の住戸の内部以外の部分（ベランダ、廊下等共用部分）及び店舗併用住宅は含まれない。

※2 石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣及び環境大臣が告示に掲げる工作物（特定工作物）

一 反応槽

二 加熱炉

三 ボイラ及び圧力容器

四 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）

五 焼却設備

六 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。）

七 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）

八 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）

九 変電設備

十 配電設備

十一 送電設備（ケーブルを含む。）

十二 トンネルの天井板

十三 プラットホームの上家

十四 遮音壁

十五 軽量盛土保護パネル

十六 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板

十七 観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。）

＜分析調査を行う者＞

④所定の学科講習及び分析の実施方法に関する厚生労働大臣の定める所定の実技講習を受講し、修了検査に合格した者又は同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

①の者と同等以上の能力を有すると認められる者は、義務付け（令和5（2023）年10月1日）の前までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者をいう。

④の者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者は以下の者である。

- a 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定される A ランク若しくは B ランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
- b 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）」の修了者
- c 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- d 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクター」
- e 一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

第4節 機器及び材料

1.4.1 環境への配慮（標準仕様書1.1.4.1）

(1) 「東京都環境物品調達方針（公共工事）」等に定める特別品目、特定調達品目及び調達推進品目（以下、「環境物品等」という。）の調達等は、原則として、次による。

東京都環境物品等調達方針（公共工事）等については、東京都ホームページで最新版を参照する。

ア 本工事で指定する環境物品等は、次による。

- (7) 特別品目
 - ・ 温室効果ガスの削減に資する資材、建設機械、工法、目的物
 - ・ 高効率空調用機器（熱源機器）
 - ・ 高効率空調用機器（熱源以外の空調機器）
 - ・ ガスエンジンヒートポンプ式空調和機
 - ・ ノンフロン断熱材
 - ・ 環境配慮形（EM）電線・ケーブル
 - ・ RoHS指令対応電線・ケーブル
 - ・ 低VOC 塗料
 - ・ 環境配慮型枠（複合合板型枠等）
 - ・ エコセメントを用いたコンクリート二次製品
 - ・ スーパーアッシュを用いたコンクリート二次製品
 - ・ 電気便座

（4）特定調達品目

- ・ 吸収冷温水機
- ・ 水蓄熱式空調機器
- ・ ガスエンジンヒートポンプ式空調和機
- ・ 空調用送風機
- ・ 空調用ポンプ
- ・ 排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管
- ・ 衛生器具（自動水栓、自動洗浄装置及びその組み込み小便器、洋風便器）
- ・ 太陽熱利用システム
- ・ 燃料電池
- ・ エネルギー管理システム
- ・ 節水器具（節水コマ、定流量弁、泡沫キャップ、流量調整弁）
- ・ 給水栓（節水コマ内蔵水栓、定流量弁内蔵水栓、泡沫機能付水栓、時間止め水栓、定量止め水栓、自動水栓（自己発電機構付）、自動水栓（AC100Vタイプ・乾電池式）、手元止水機構を有する水栓、小流量吐水機構を有する水栓、水優先吐水機構を有する水栓）

(ウ) 調達推進品目

・

イ 受注者は、ア(イ)以外のもので、「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」に示す環境物品等の使用を希望する場合は、性能、使用の有効性、品質確保等について証明し、監督員の承諾を受けた上で、それを使用することができる。

ウ 受注者は、環境物品等の各品目ごとの「環境物品等使用予定(実績)チェックリスト」を作成し、施工計画書に添付するなどして監督員に提出し、確認を受ける。

エ 受注者は、環境物品等の調達が完了したときは、使用した環境物品等の種類に応じて、特別品目の場合は「環境物品等(特別品目)使用予定(実績)チェックリスト」を、特定調達品目の場合は、「環境物品等(特定調達品目)使用予定(実績)チェックリスト」を、調達推進品目の場合は、「環境物品等(調達推進品目)使用予定(実績)チェックリスト」を根拠を踏まえて作成し、監督員に提出する。また、当該チェックリストの電子情報を格納した電子媒体を、併せて監督員に提出する。なお、チェックリストは、東京都都市整備局ホームページで最新版を参照すること。

(2) ホルムアルデヒド放散量については標準仕様書「2.3.1.1 一般事項」、「2.3.2.1.1 一般事項」(1)、「7.3.2.10.2 塗料」(2)及び東京都建築工事標準仕様書「1.4.1環境への配慮」(2)のとおりとし、放散等級の表示によらないものは以下のとおりとする。

・

1.4.2 機材の品質等（標準仕様書1.1.4.2）

(1) 本工事に使用する機材のうち、新品を使用しなくてよいものは、次による。

・

(2) 再生材の品質は、次による。

○ 次の材料の品質は、「土木材料仕様書」（東京都建設局）による。

「土木材料仕様書」については、東京都建設局ホームページを参照する。

- ア 再生クラッシュラン（RC-40、RC-30）
- イ 再生粒度調整砕石（RM-40、RM-30）
- ウ 再生砂（RC-10）
- エ 再生加熱アスファルト混合物
- オ 改良土
- カ 粒状改良土
- キ 流動化処理土
- ク 再生骨材Lを用いたコンクリート
- ケ コンクリート用再生骨材H
- コ 再生単粒度砕石（浸透トレンチ用）

・

1.4.3 機材の検査等（標準仕様書1.1.4.4）

本工事に使用する機材は、別に定める「財務局材料検査実施基準」（東京都財務局）に基づく検査を受け、合格したものを使用する。

工 事 名	日野市立日野第五小学校昇降機更新工事				
図 番	M-05	図 名	機械設備工事 特記仕様書（5）	縮 尺	A1: - A3: -
作 成 年 月 日	監 理		日野市総務部建築営繕課		
訂 正 年 月 日	設 計		日野市総務部建築営繕課		

第5節 施工

1.5.1 排出ガス対策型建設機械（標準仕様書1.1.5.6）

総合施工計画書または工種別施工計画書にカタログ等の資料を添付する等により、適合状況が確認できるようにする。

1.5.2 低騒音型・低振動型建設機械（標準仕様書1.1.5.7）

総合施工計画書または工種別施工計画書にカタログ等の資料を添付する等により、適合状況が確認できるようにする。

1.5.3 化学物質の濃度測定（標準仕様書1.1.5.8）

化学物質の濃度測定は、次による。

- 測定は行わない。
 - 次のとおり第三者の専門業者に委託して測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認した上で、監督員に報告する。
- なお、改修工事の場合は、工事の完了後に測定する部屋をその着手前にも測定し、測定値を監督員に報告する。

(1) ホルムアルデヒド

ア 測定方法は、次による。

なお、他の測定方法による場合は、採用した測定機器の特性等を考慮し、事前に監督員と協議する。

- パッシブ型採取機器によるDNPH誘導体固相吸着／溶媒抽出－高速液体クロマトグラフ法
- アクティブ型採取機器によるDNPH誘導体固相吸着／溶媒抽出－高速液体クロマトグラフ法

イ 測定する室及び箇所（回数）

(2) トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレン

ア 測定方法

- パッシブ型採取機器による固相吸着／溶媒抽出法－ガスクロマトグラフ／質量分析法
- アクティブ型採取機器による固相吸着／溶媒抽出法－ガスクロマトグラフ／質量分析法
- 型採取機器による固相吸着／加熱脱着法－ガスクロマトグラフ／質量分析法

イ 測定する室及び箇所（回数）

(3) 空気試料の採取方法等

空気試料の採取方法等は、原則として厚生労働省から示されている「室内空气中化学物質の測定マニュアル（統合版）」による。ただし、本工事に適用が困難な部分については、監督員と協議する。

(4) 測定後の措置

測定の結果、厚生労働省の定める指針値を上回った場合の措置については、監督員と協議する。

※参考：対象物質の厚生労働省の指針値（平成31年1月現在）

ホルムアルデヒド 100 μ g/m³ (0.08ppm)
トルエン 260 μ g/m³ (0.07ppm) エチルベンゼン 3,800 μ g/m³ (0.88ppm)
キシレン 200 μ g/m³ (0.05ppm) スチレン 220 μ g/m³ (0.05ppm)
(両単位の換算は、25℃の場合による。)

第6節 しゅん功図等

1.6.1 完了時の提出図書（標準仕様書1.1.8.1）

(1) しゅん功図は、作成する。（「1.6.2 しゅん功図」による。）

- 作成する。（「1.6.2 しゅん功図」による。）
- 作成しない。

(2) しゅん功写真の作成は、次による。

- 作成しない。
- 作成する。アルバムに編集し、監督員に提出する。アルバムの提出部数は、部とする。
なお、受注者はしゅん功写真の全ての著作権（「著作権法」（昭和45年法律第48号）第27条及び28条の権利を含む。）を発注者に譲渡すること。また、発注者の行為について著作権者人格権を行使しないこと。

(3) 保全に関する資料は、作成する。

- 作成する。「1.6.3 保全に関する資料」による。）
- 作成しない。

1.6.2 しゅん功図（標準仕様書1.1.8.2）

しゅん功図の種類、内容及び提出部数は、次による。

(1) 図面の種類（該当のない種類は作成しない。）

- ア 屋外配管図
イ 各階平面図及び図示記号
ウ 主要機械室平面図及び断面図
エ 便所詳細図
オ 各種系統図
カ 主要機器一覧表（品名、製造者名、形状、容量又は出力、数量等）
キ ボイラー、冷凍機、昇降機等の主要機器図（監督員の承諾を受けた製作図をもって機器図としてもよい。）
ク その他必要な図面

・

(2) 様式

しゅん功図の原図の様式は、設計図書に準じた寸法、縮尺、文字、図示記号等を用い、CADで作成したものとす。 (製作図をしゅん功図として提出する場合は、その原図を省略することができる。)

(3) 提出部数

- ア 電子データ版 2部
イ 見開製本(文字無し) (A3) 1部
イ 見開製本(文字入り) (A3) 1部
ウ しゅん功原因 0部

1.6.3 保全に関する資料（標準仕様書1.1.8.3）

(1) 保全に関する資料の作成内容等は、次による。

ア 建物保全データ
監督員より対象施設的设计時における建物保全データを受領し、しゅん功時に更新したものを電子データで提出する。

イ その他の保全に関する資料

- 予備品等引渡し通知書
- 試験成績書
- 官公署届出書類（副本）
- 官公署届出書類の写し
- 鍵・備品・工具リスト
- 保証書
- 建築物等の保守に関する説明書（機器取扱説明書、装置の運転説明書等）
- 機器完成図

※官公署届出書類及び保証書を除き、2部提出すること。

1.6.4 電子納品（標準仕様書 1.1.8.4）

(1) 本工事は、電子納品対象工事とする。

電子納品については、「東京都財務局電子納品については、東京都財務局ホームページで「東京都財務局電子納品運用ガイドライン」（東京都財務局）の最新版を参照する。

(2) 電子納品対象成果物は、次によることとし、詳細は監督員との事前協議による。

- 「1.2.3 工事の記録等」(2)による写真帳
- 「1.6.1 完了時の提出図書」(2)によるしゅん功写真
- 「1.6.2 しゅん功図」(3)によるしゅん功図
- 「1.6.3 保全に関する資料」(1)による建物保全データ及びその他の保全に関する資料
- 標準仕様書「1.1.1.10 施工体制台帳等」(1)による施工体制台帳及び施工体系図

- 標準仕様書「1.1.2.2 施工計画書」(1)による施工計画書
- 標準仕様書「1.1.2.4 工事の記録等」(1)による工事報告書等
- 標準仕様書「1.1.2.4 工事の記録等」(2)による協議等記録
- 標準仕様書「1.1.2.4 工事記録等」(3)による試験等の記録

・

・

「東京都財務局電子納品運用ガイドライン」に基づき作成の上、監督員に提出する。

(3) 設計図CADデータの貸与の適用は、次による。

貸与する。ただし、貸与するデータを当該工事における施工図又はしゅん功図の作成以外の用途に使用してはならない。

CADデータ著作者名：

・貸与しない。

(4) 電子黒板を用いた写真（以下、「電子黒板写真」という。）の納品については、次による。

電子黒板写真並びに電子黒板写真を管理したビューアソフトは、工事完成時に電子納品対象成果物として納品する。

なお、納品時にJACICが提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）等を用いて、電子黒板写真の信憑性確認を行い、その結果を監督員に提示又は提出する。

JACICが提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）については、JACICホームページを参照する。

第2章 工事種目別特記事項

・

(1) 標準仕様書で「特記による。」とされている事項は、次による。なお、各事項の番号、名称は、標準仕様書の該当項目を指す。

第2編 共通工事

第1章 一般共通事項

第2節 総合調整

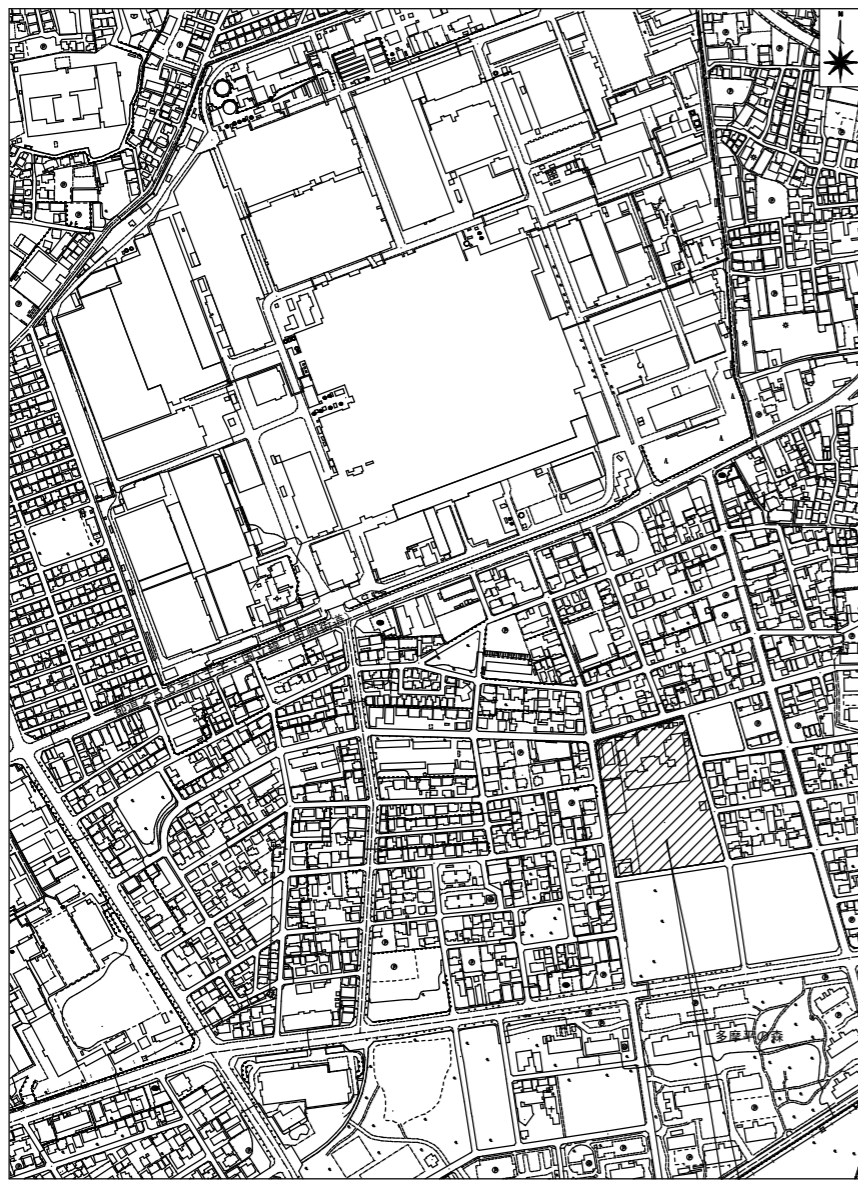
2.1.2.2 総合調整

総合調整の項目は、次による。

・

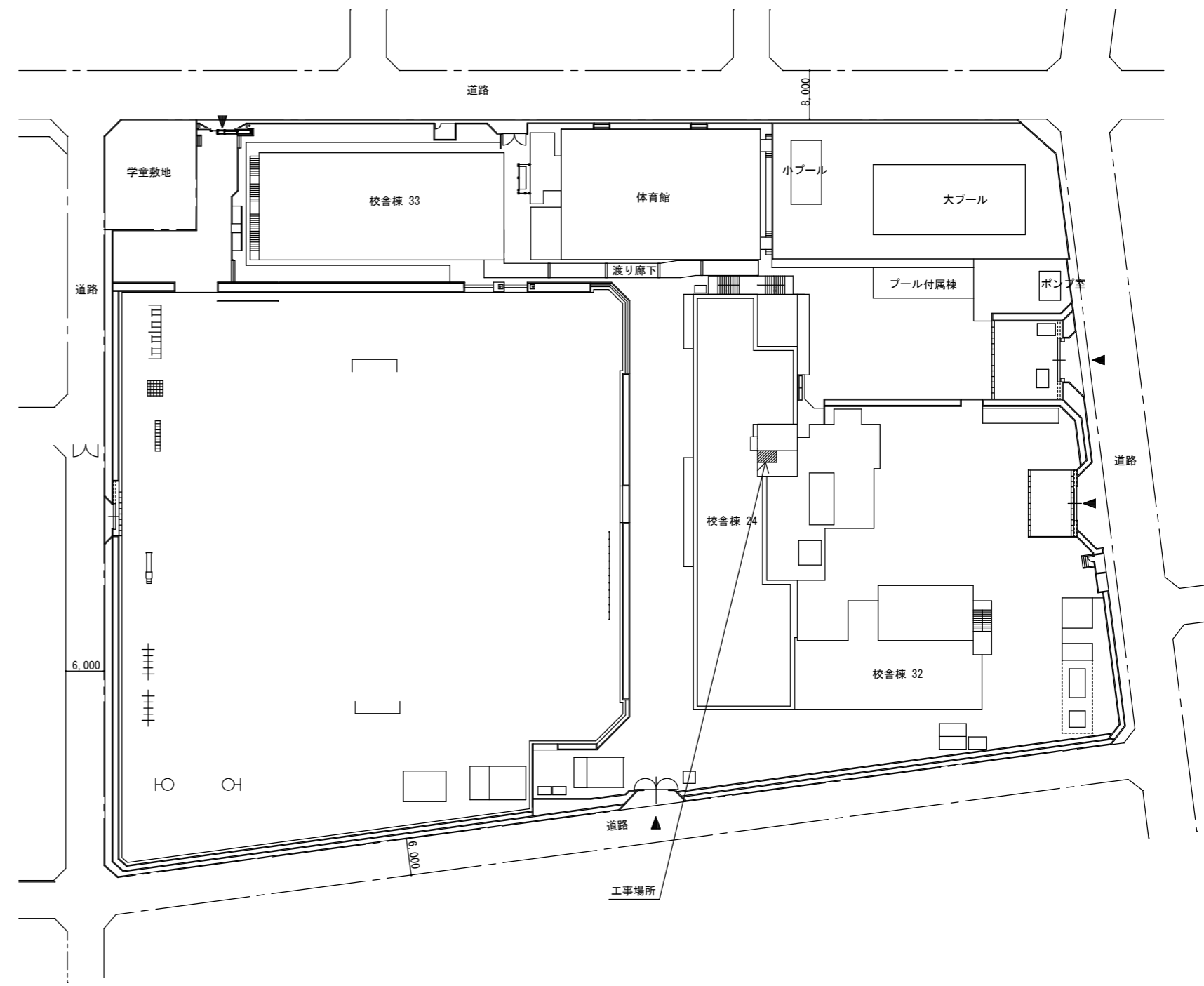
(2) その他特記事項は、次による。

工事名	日野市立日野第五小学校昇降機更新工事				
図番	M-06	図名	機械設備工事 特記仕様書(6)	縮尺	A1: - A3: -
作成 年月日	監理		日野市総務部建築営繕課		
訂正 年月日	設計		日野市総務部建築営繕課		



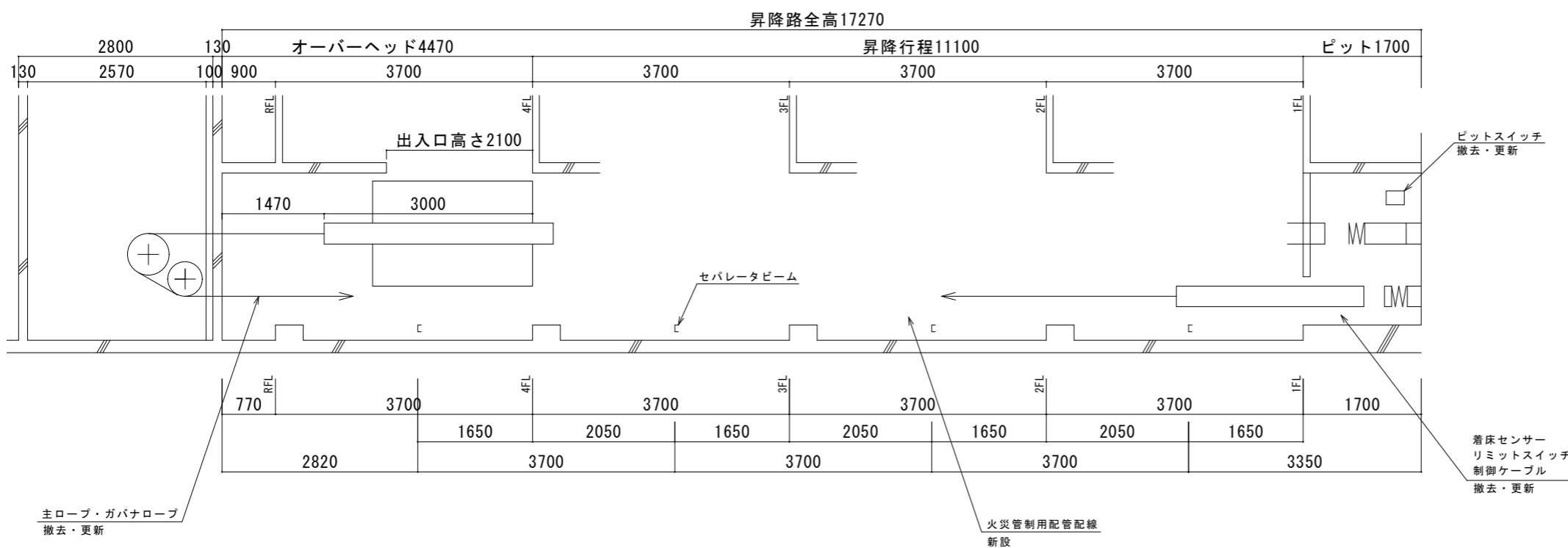
工事場所：東京都日野市多摩平6-21-1

案内図 S=1:5,000



配置図 S=1:600

工事名	日野市立日野第五小学校昇降機更新工事		
図番	M-07	図名	配置図
作図	令和 年 月 日	監理	日野市総務部建築営繕課
訂正	令和 年 月 日	設計	日野市総務部建築営繕課



昇降路縦断面図

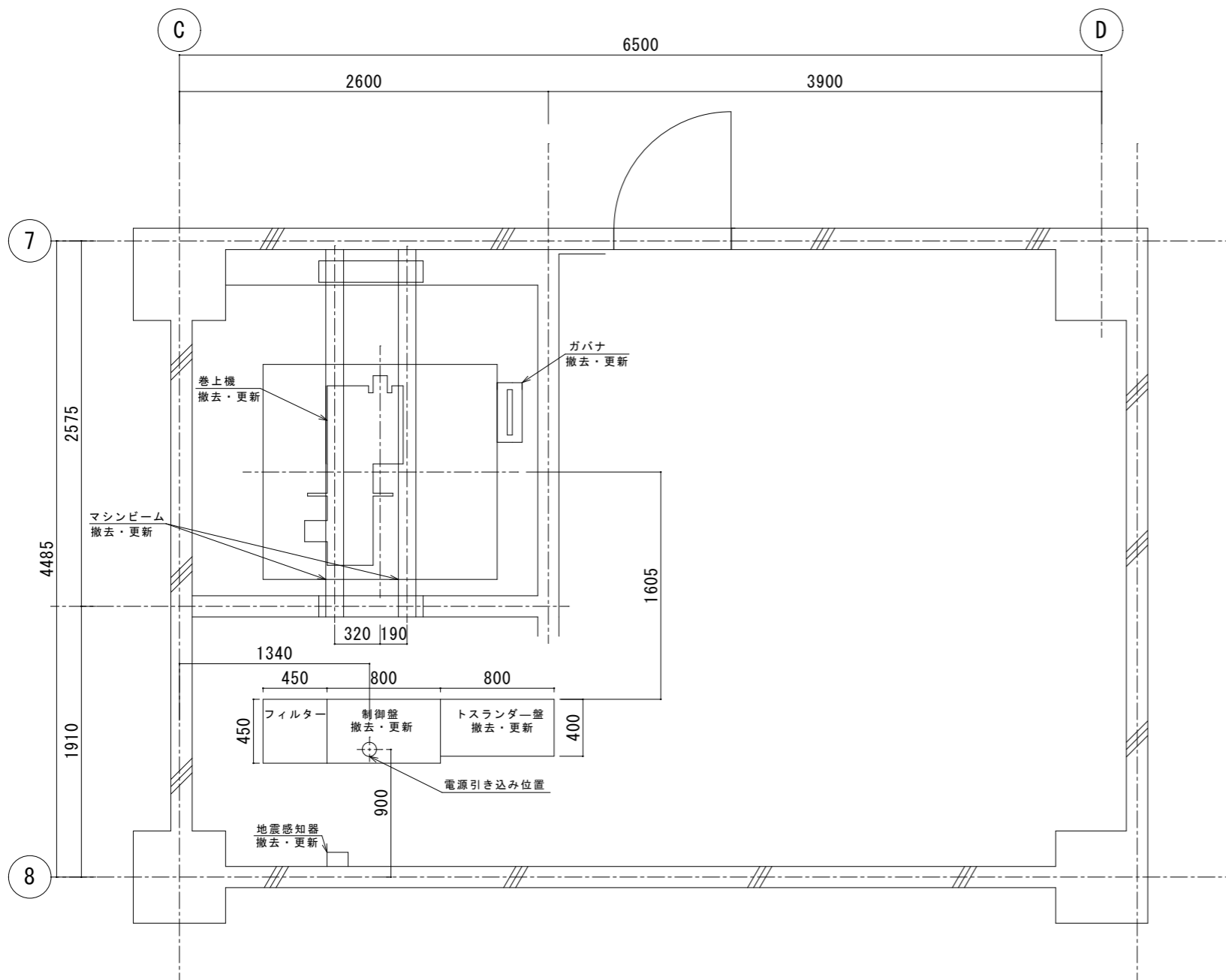
昇降機仕様要項

用途(形式)	人架用(車いす兼用)
台数	1台
積載量(人員)	900 kg (13名)
速度	60 m/min
制御方式	可変電圧可変周波数制御方式
運転方式	(方向性) 乗合全自動方式
停止ヶ所・出入口方向	(1~4F) 4ヶ所・1方向
昇降行程	11100mm
かご内法	160×1350mm
出入口寸法	900×2100mm
戸の方式	2枚戸 中央開き(電動式)
電動機容量	AC 9.5kW
電源	動力 3相3線 200V 50Hz
	照明 100V 50Hz
建築基準法	適用年度: 2016年改正
耐震クラス	A14
地震時管制運転装置(S/P波)	
停電時管制運転装置(予備バッテリー)	
火災時管制運転装置	
戸開走行保護装置(UCMP)	
音声案内装置	

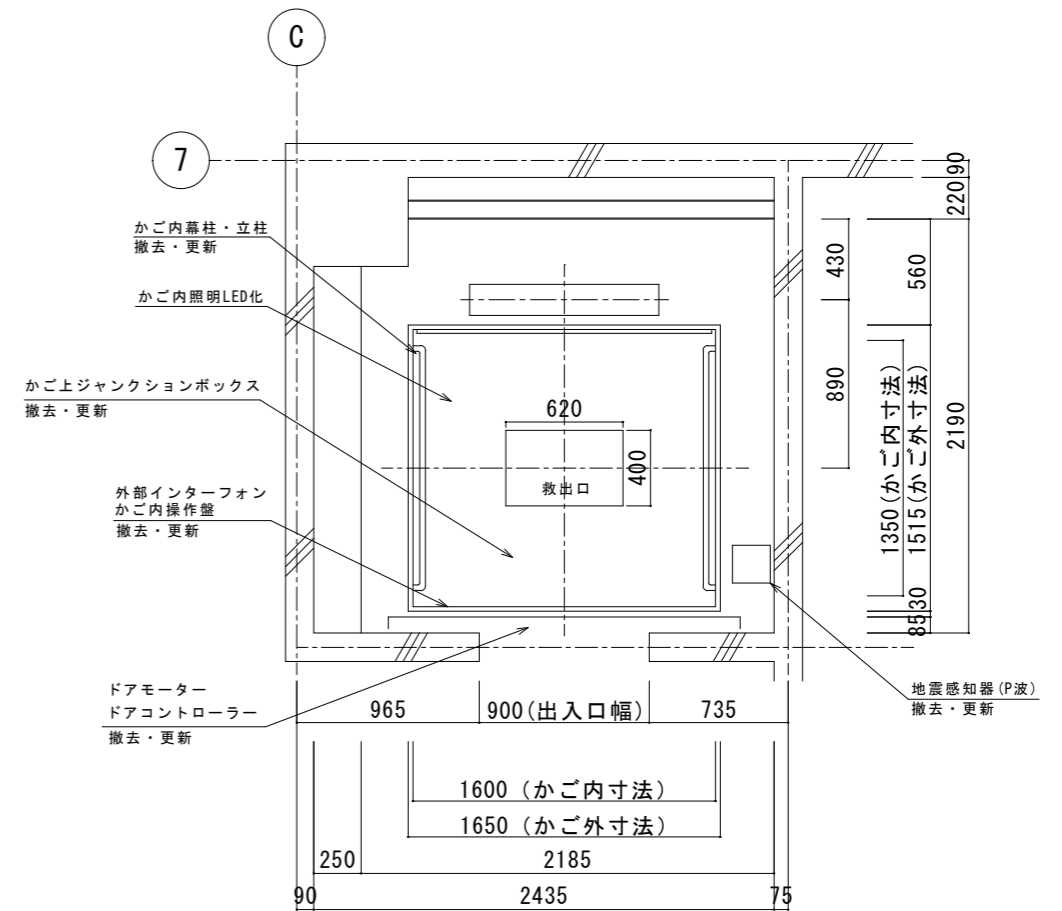
火災管制用配線接続工事(別工事)

火災管制用配線を火災報知器盤まで接続するために、昇降路内から1階乗場まで配管・配線を実施すること(接続は別工事)

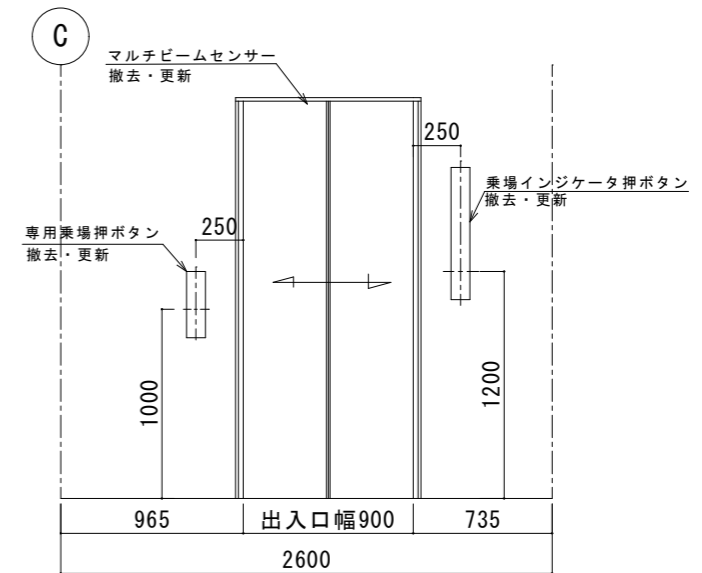
工事名	日野市立日野第五小学校昇降機更新工事		
図番	M-08	図名	図1 図1
縮尺	A1:1/40	A3:1/80	
作成	年 月 日	監理	日野市総務部建築営繕課
訂正	年 月 日	設計	日野市総務部建築営繕課



機械室平面図

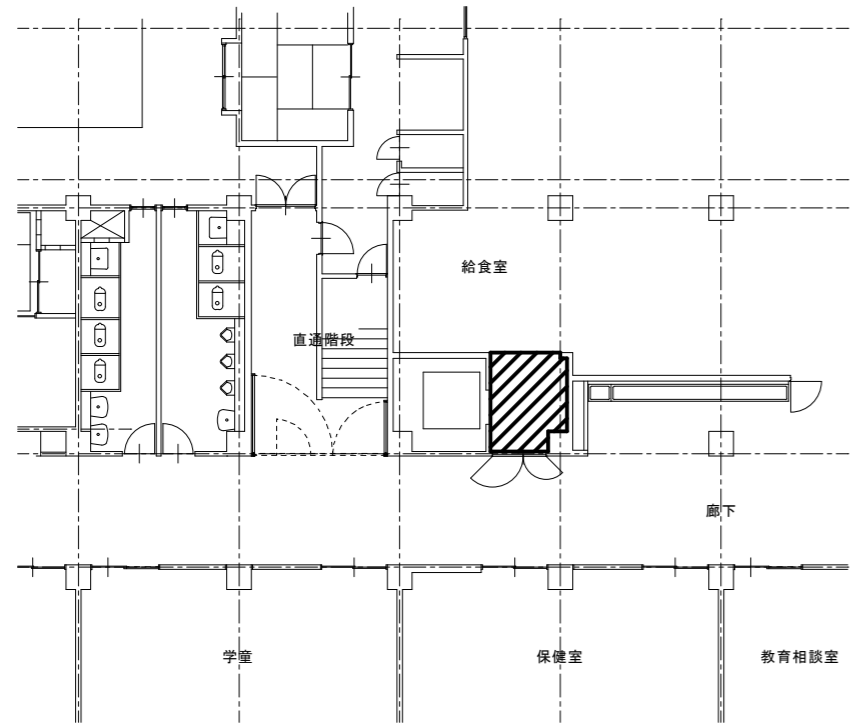


昇降路平面図

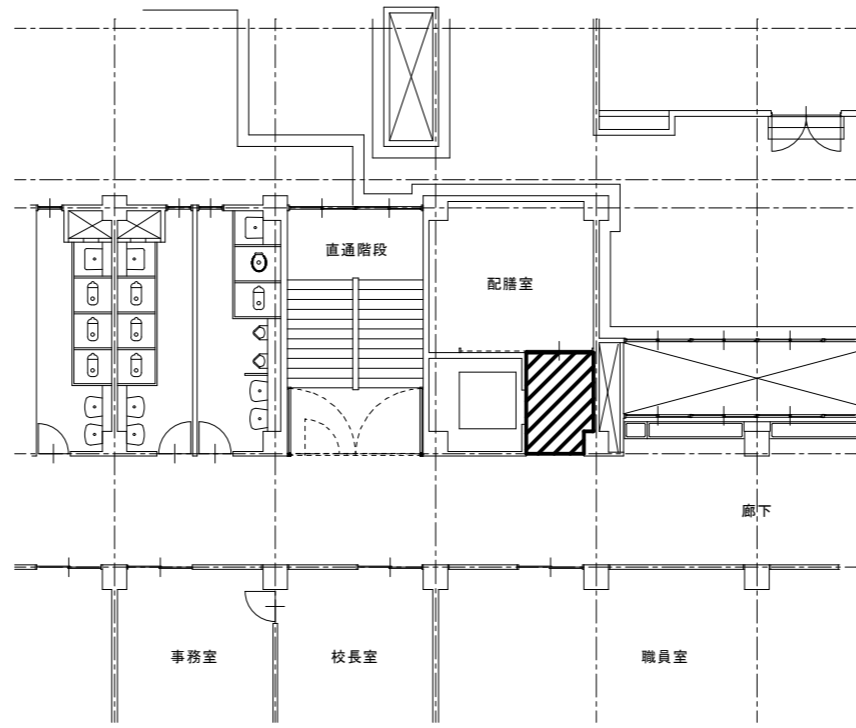


乗場正面図

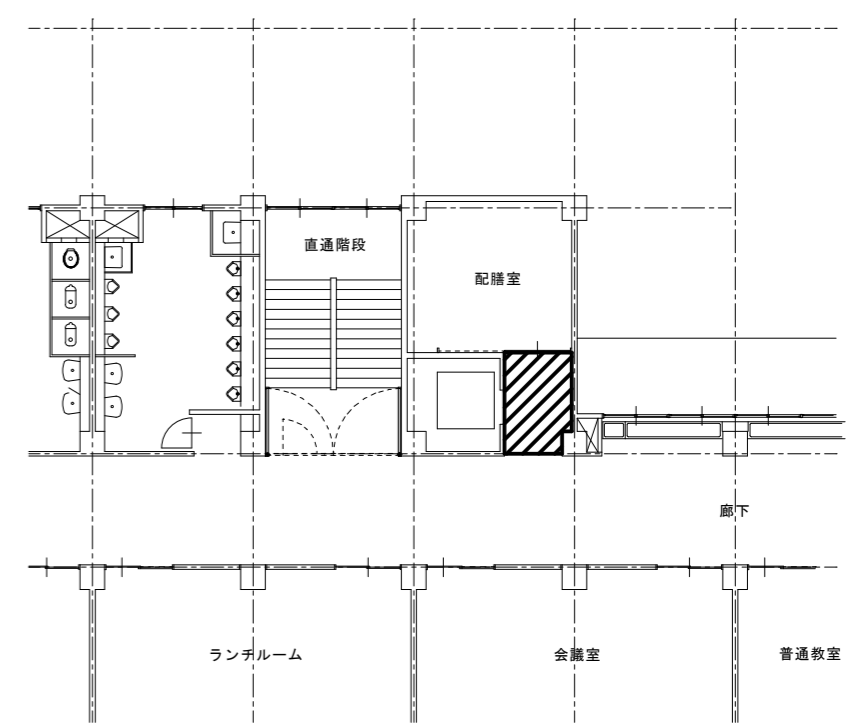
工事名	日野市立日野第五小学校昇降機更新工事		
図番	M-09	図名	据え付け図 2
作成	年月日	監理	日野市総務部建築営繕課
訂正	年月日	設計	日野市総務部建築営繕課



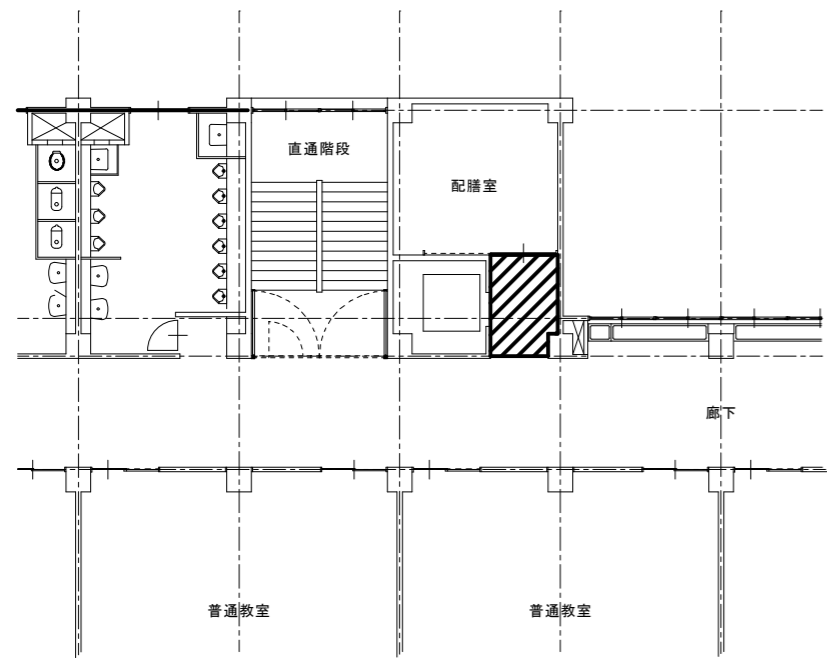
1F平面図



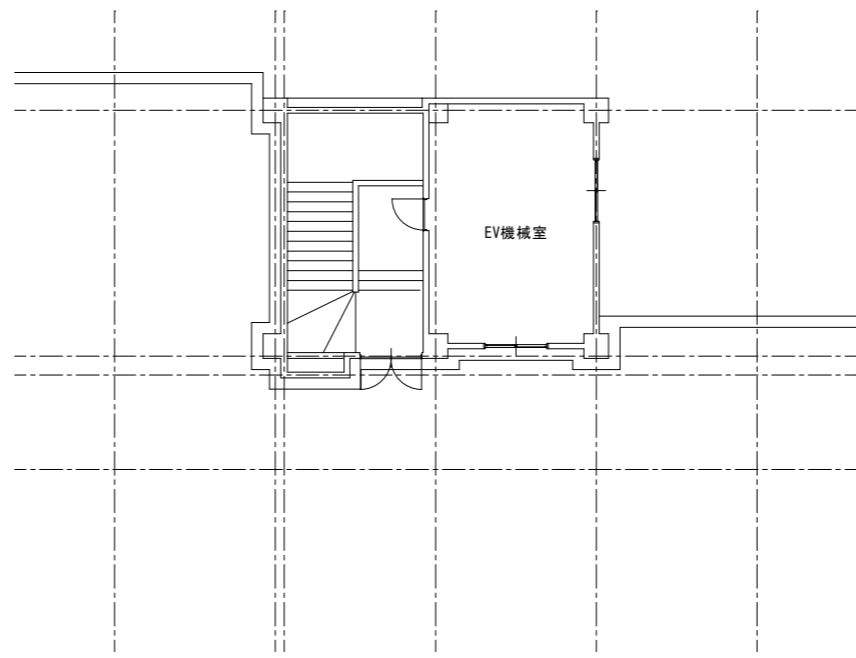
2F平面図



3F平面図

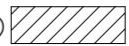


4F平面図



RF平面図

特記

- 1)  部を養生範囲とする。
- 2) 改修作業中エレベーターには立ち入れないようにすること。

※仮設図についてはあくまで参考であり、
着工後に監督員と協議を行うものとする。

工事名	日野市立日野第五小学校昇降機更新工事		
図番	M-10	図名	仮設計画図 縮尺 1/100
作成 年月日	監理 日野市総務部建築営繕課		
訂正 年月日	設計 日野市総務部建築営繕課		